

- ・このスライドは、最終弁論時に弁論内容の理解を助けるために法廷のスクリーンに表示したものを一部修正（固有名詞の削除等）したものです。
- ・従って、あくまで補助資料であり、弁論要旨とは独立して弁護人の主張を表すものとは考えないでください。
- ・弁護人の主張を網羅的に記載しておらず、正確な記載は弁論要旨でご確認ください。
- ・許可無く転載することを禁止します。

2 公訴事実について

- ・本件について、被告人の行動についての客観的な事実関係に概ね争いはない。
- ・専ら、当該争いのない被告人の行動や被告人の預金口座に関する客観的な事実関係を踏まえ、被告人の行為に対する法的評価が争点となる。

3 争点

- ・弁護側と検察側双方に概ね共通の事実関係について、電子計算機使用詐欺罪の構成要件のうち、
- ・①「**虚偽の情報**を与えて」、
- ・②「財産上不法の利益を得た」という要件につき、該当するか否かという点である。

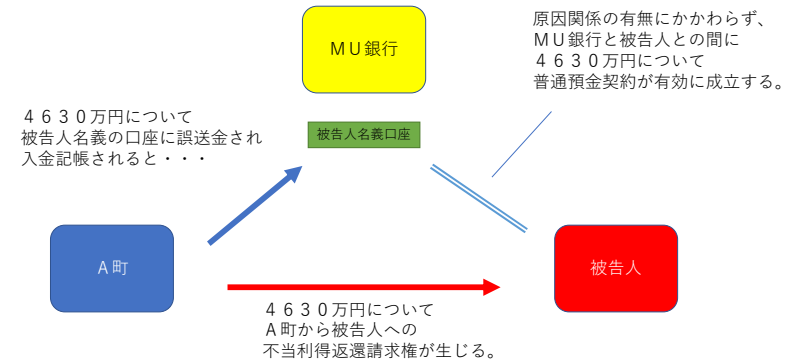
初回の実行行為直前の重要な事実関係

- ・MU銀行被告名義預金口座に、A町より4630万円が誤入金されたこと（以下「本件誤入金」という。）。
- ・被告人は、詳細は兎も角として、本件誤入金が、「誤ってなされた自己に無関係な誤振込」であることを認識していたこと。
- ・MU銀行は、本件誤入金につき、連絡を受けて知っていたこと。

被告人とMU銀行の法律関係（実行行為前）

- 本件誤入金相当の金額について、MU銀行と被告人との間に普通預金契約が成立している。（平成8年4月26日最高裁第二小法廷判決（以下「平成8年判決」という。））
- 本件誤入金相当の金額について成立した普通預金契約に基づく被告人からMU銀行に対する振込依頼請求は、不当利得返還債務の履行手段としてのものに限定されることはない。（平成20年10月10日最高裁第二小法廷判決（以下「平成20年判決」という。））

誤送金後の法律関係（平成8年判決）



MU銀行のインターネットバンキング

- MU銀行のインターネットバンキングで、送金の際、被告人が入力する情報
- ①被告人自身の口座情報
- ②当該口座のパスワード
- ③振込を行う旨
- ④振込先口座情報
- ⑤振込金額

当該事務システムにおいて予定されている事務処理の目的

- 一応有効に成立している預金残高について、
その預金残高が成立した際にその振込みの原因となる法律関係が存在したか否か ←インターネットバンキングの事務システムにおいて予定されている事務処理の目的に含まれるのか？
- ①銀行取引は、「多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られている」（平成8年判決）。
- ②実際に、銀行実務で確認されていない。

小括

- したがって、被告人が入力した情報は、当該事務システムにおいて予定されている事務処理の目的に照らし、それが真実に反する情報、すなわち、「虚偽の情報」ではない。
- 被告人は、「虚偽の情報を与えて」おらず、そして、「不法の利益を得て」いないので、本件公訴事実、電子計算機使用詐欺罪の構成要件に該当しない。

別紙2 検察官主張構造

構成要件 「虚偽の情報」を与えて



「虚偽の情報」といえる根拠は？

振込依頼等をする **正当な権限がない**にもかかわらず、正当な権限に基づいて…振込依頼する「虚偽の情報」



「正当な権限がない」ことを基礎付ける事実？

- ①誤振込であることを告知していないこと
- ②オンラインカジノサービスによる賭博に費消する目的で同サービスの決済代行業者にその利用料金として支払うこと

という2点である。

平成15年3月12日最高裁第二小法廷決定（以下、「平成15年決定」といいます。）

- 原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立

↓しかし

- 「銀行実務では、振込先の口座を誤って振込依頼をした振込依頼人からの申出があれば、受取人の預金口座への入金処理が完了している場合であっても、受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に戻す、組戻しという手続が執られている。また、受取人から誤った振込みがある旨の指摘があった場合にも、自行の入金処理に誤りがなかったかどうかを確認する一方、振込依頼先の銀行及び同銀行を通じて振込依頼人に対し、当該振込みの過誤の有無に関する照会を行うなどの措置が講じられている。」

↓したがって

- 「受取人においても、銀行との間で普通預金取引契約に基づき継続的な預金取引を行っている者として、自己の口座に誤った振込みがあることを知った場合には、銀行に上記の措置を講じさせるため、**誤った振込みがあった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務**があると解される。」

15年決定の告知義務の前提を欠く①

- MU銀行は、本件誤振込を知っていた。
- 「自行の入金処理に誤りがなかったかどうかを確認する一方、振込依頼先の銀行及び同銀行を通じて振込依頼人に対し、当該振込みの過誤の有無に関する照会を行うなどの措置」→ 終了
- 「組戻しという手続」についても、すでに振込依頼人からの申し出や、Y銀行A支店からの組戻依頼電文が送られており、あとは、被告人が振込金組戻承諾書に署名するだけの状態 → 既に相当程度尽くされた状態
- → 法律上の手続きではない組戻手続きに対して、応じる法律上の義務自体はない。
- → MU銀行の手続き上も、組戻に応じてもらえない場合には、当事者同士の話し合いになると記載。

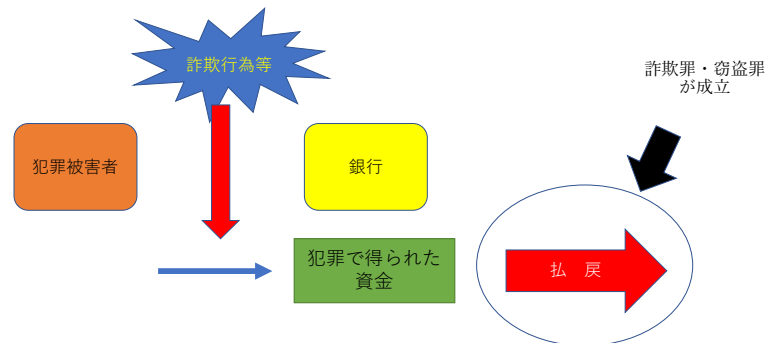
1 5 年決定の告知義務の前提を欠く②

- 平成15年決定は、窓口で銀行員に対して払戻しを行う事例 → 本件はインターネットバンキングでの取引（人を介さず電子計算機に情報を入力）
→信義則上の告知義務が観念され得るのか？
- 既にMU銀行側が本件誤送金について知っている状況
→当該情報を知っている相手方に対して、しかも対人取引ではない電子取引において、告知義務など観念できない。
- 甲カジノの取引
 - ・デビット決済は、甲カジノ上での情報入力のみ。
 - ・銀行決済においても、ほとんど甲カジノ上での情報入力。
- MU銀行との関係で信義則上の告知義務？

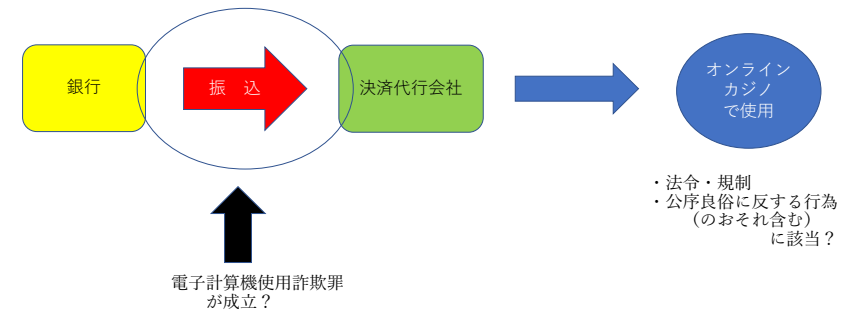
「同口座の預金をオンラインカジノサービスによる賭博に費消する目的で同サービスの決済代行業者にその利用料金として支払うもの」との主張に対して

- ・被告人が、振込依頼等の際、オンラインカジノサービスを利用する目的を主観的に有していたからといって、被告人に「振込依頼等をする正当な権限がない」わけではない。
- ・そもそも、振込の目的は、銀行取引で一般的に告知されていない。
- ・振込目的によって、詐欺等が成立するのであれば、
 - ・ 公序良俗違反（のおそれ）が広く処罰されるおそれ
 - ・ 予備罪規定のない予備行為の処罰
 - ・ 本罪が立証できないときの予備行為（資金準備行為）の処罰
- ・銀行実務において、簡易迅速な手続きが要請されるところ、振込目的の調査が一般的に要請されるような解釈は、銀行及び銀行利用者双方に対して有害であり銀行取引システム全体の安定性を脅かしかねない。

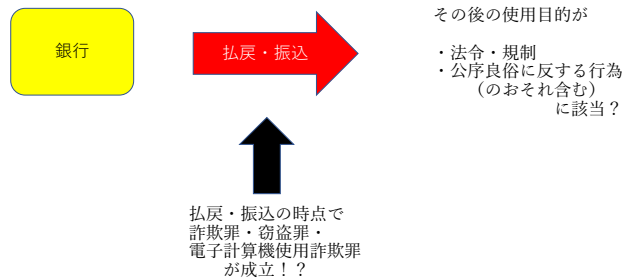
過去の裁判例では、



本件では、



この主張を一般化すると・・・



実質的な当罰性①

- 実質的被害者 A町
- 被害回復，被告人との和解成立，被害届を出していない。
- 形式的被害者 MU銀行
- 何ら実質的被害がない。
- むしろ，何らかの調査義務が認められると，リスクは増大する可能性。

実質的な当罰性②

- 詐欺と言われる実態はない。→実際行った行為より重たい行為類型の罪を適用するのか？
- 再犯のおそれは全くない。
- 極めて例外的な特殊状況での行為
- 本人の反省
- 良好な環境
- 経済的利益はなく，社会的制裁を加えられることが社会一般に示された。
- ドイツ・スイス等の他国での対応